

皆伐材まるごと流通円滑化事業

1 補助概要

皆伐により生産される木質資源(原木、枝葉、根元部)を余すことなく円滑に流通・利用するために必要となる「中間土場」の設置・運用を支援します。

2 補助対象経費（補助率1/2もしくは定額補助）

皆伐材の流通に係る以下の経費について支援します。

区分	補助事業実施主体	間接補助事業実施主体	補助対象経費	補助率	間接補助率	補助金上限額
土場造成支援	鳥取県 森林組合 連合会	森林組合 素材生産者 製材業者 チップ加工業者 等	土地の整地に要する経費	1/2	1/2	195円/m ²
土場整備支援			敷砂利等の土地の仮設整備に要する経費	1/2	1/2	975円/m ²
土場保全支援			既設林道等を保全するための仮設整備に要する経費	1/2	1/2	390,000円/箇所
土場管理支援			土場での仕分け等の極積みに要する経費	定額	定額	215円/m ³

※1 実績報告時には実行経費の提出が必要となります。

※2 補助対象経費には上限額があります。

※3 仕分け・極積みは皆伐材のみが対象です。

3 留意事項

補助対象となる中間土場は次のとおりです。

- ・皆伐材の流通のためのもの
- ・規模は1000m²以上、既設を拡大する場合には、拡大後の面積が1000m²以上
- ・同一中間土場で、間伐材の集積を妨げるものではない。
- ・仕分け・極積みに関しては、既設土場での行為も対象とする。



4 補助対象事業者

補助事業者(県森連)

間接補助事業者(森林組合、素材生産者、製材業者、チップ加工業者等)

5 問い合わせ先

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課
(電話0857-26-7308)

鳥取県森林組合連合会 (電話0857-28-0121)

